

## 記者発表資料

概要: 土地改良長期計画を改定し、計画期間を4年延長することについての諮問

内容:

### プレスリリース

#### 第93回農政審議会について

平成9年12月15日  
農林水産省構造改善局

##### 1 開催日時等

- (1) 期日・時間: 平成9年12月15日(月) 14時～
- (2) 場 所: 農林水産省本館4階 第2特別会議室

##### 2 諮問内容

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)第15条第1項の規定に基づき、土地改良長期計画(平成5年4月9日閣議決定)の1中「平成5年度以降の10箇年間」を「平成5年度以降の14箇年間」に改定する。

##### 3 答申

審議の後、妥当である、と答申を得た。

問い合わせ先: 農林水産省構造改善局地域計画課  
担当者 黒木、影山  
TEL(代表)3502-8111 内線3678,3679  
(直通)3501-3749

#### 土地改良長期計画の改定について

##### ・公共事業関係長期計画の期間延長

財政構造改革の推進について(平成9年6月3日閣議決定)

・現行の長期計画の整備の基本的考え方は維持すること  
・計画期間を、10年間の計画である土地改良については4年、それ以外についてはそれぞれ2年延長することとし、これにより投資規模の実質的な削減を図ること

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)  
[平成9年12月5日公布、施行]

政府は、各計画を、各計画に定める事業量を変更することなく現行計画に比べて長期の計画に改定するものとし、これにより、各計画における一箇年当たり平均事業量を縮減するものとする。

6月3日の閣議決定及び財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を受けて、速やかに計画期間延長のため土地改良長期計画の改定を行うものである。

## . 改定内容(案)

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)第15条第1項の規定に基づき、土地改良長期計画(平成5年4月9日閣議決定)の1中「平成5年度以降の10箇年間」を「平成5年度以降の14箇年間」に改定する。

## . スケジュール

12月19日(金) 閣議決定

12月24日(水) 官報公示

## 土地改良長期計画(抄)

平成5年4月9日  
閣議決定

### 1 土地改良事業の実施の目標

今後の農業発展の方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、もって農業構造の改善、農業の生産性の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的とし、平成5年度以降の10箇年間に総額41兆円(調整費3兆6,000億円を含む。)に相当する事業を実施するものとする。

### 2 計画事業量

この計画における土地改良事業に関する事業量は、おおむね次のとおりとする。

国が行い又は補助する事業	32兆3,600億円
(1)農用地総合整備事業	21兆9,500億円
(2)基幹農業用排水施設整備事業	6兆3,300億円
(3)防災事業	2兆6,700億円
(4)農用地造成事業	1兆4,100億円
地方単独事業等	5兆0,400億円
調整費	3兆6,000億円
合 計	41兆0,000億円

なお、この計画の実施に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図るものとする。